

請願第1号

みなと悠悠に関する請願書

下記の者から別紙要旨による請願書を受理したから、議会の審議に付する。

記

請願者 京丹後市網野町■■■■■  
西 途 顕 太 郎  
京丹後市弥栄町■■■■■  
有 田 光 亨

令和5年2月27日 提出

京丹後市議会議長 谷 津 伸 幸

令和5年第2回京丹後市議会3月定例会  
請願文書表

- 1 件名 みなと悠悠に関する請願書
- 2 受理年月日 令和5年2月16日
- 3 受理番号 第1号
- 4 請願者 京丹後市網野町■■■■■  
西 途 顕 太 郎  
京丹後市弥栄町■■■■■  
有 田 光 亨
- 5 紹介議員 京丹後市議会議員 永井友昭
- 6 請願の要旨等 別紙のとおり
- 7 付託委員会 総務常任委員会



## みなと悠悠に関する請願書

- 1、 京丹後市所有の「みなと悠悠」は、使用貸借契約書（無償譲渡特約付）により、現在、（株）アウルコーポレーションが使用しているが、固定資産税相当額もしくは利用料・使用料等、類似額を徴収すること。
- 2、 平成23年1月6日付の法律相談報告書によると、無償譲渡の案件はもう一度議会へ出すべきだろうと記載されている。京丹後市は、弁護士の指導を仰ぎ善処すること。
- 3、 合併後の議会においても、みなと悠悠に関しての質疑等が数多くあることもふまえ、京丹後市民に対し公正公平の観点から審査責任すること。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

令和5年2月16日

京丹後市議長 谷津伸幸 殿

京丹後市網野町 [redacted]  
西 途 顕 太 郎 [redacted]

京丹後市弥栄町 [redacted]  
有 田 光 亨 [redacted]

# みなと悠悠に関する請願書

紹介議員 浜岡大二郎

永井 友昭



令和5年2月20日

京丹後市議会議長 谷津 伸幸 様

紹介議員

京丹後市議会議員

浜岡 大二郎

## 請願の紹介取消申出書

令和5年2月16日提出した請願は、次の理由により紹介を取り消したいので申し上げます。

### 記

請願件名 みなと悠悠に関する請願書

理由 本請願の取り扱いが、本会議前の議会運営委員会において、私の所属する総務常任委員会に付託される取り扱いとなったことにより、京丹後市議会申し合わせ事項に則り、紹介議員とならないこととするため。